



みなさんの力をかしてください

生活破壊に直結しています

今、労働者が無権利状態

正社員は長時間労働・個別に賃金低下、

非正規雇用労働者が35.2%

会員加入のご案内

とうきょう労働相談センター

(NPO) 法人 特定非営利活動法人

### 設立趣旨書 (抜粋)

今日、行政等を中心に年間100万件を超える労働相談があります。労働者は働いて賃金を得ることで生活しています。労働相談に訪れる労働者の多くの問題は、雇用、賃金、労働時間、ハラスメントに関連しており、現状ではかなりの労働者が労働法に関して十分な知識をもっていません。また、労働法に関する知識が乏しい経営者も多くいることから、労働契約上のルールに基づく解決とならず、労働者が一方的に泣き寝入りするなど、紛争の火種となっています。

基本的に労働者と経営者とは立場も利害も違うこと、そして労働者一人ひとりでは労働者が圧倒的に不利な状況にあることを踏まえて問題解決の対応が必要だと考えています。そのためには、まず労働者に対する労働法等諸権利についての普及活動が必要です。そして、労働者は働いて賃金を得て生活しているわけですから、雇用保険、年金、ケースによっては生活保護など、生活していくためには現状の社会制度を活用するためのアドバイスも必要です。

労働者の抱える問題が、雇用、賃金、労働時間、ハラスメントと複合して精神疾患など一人ひとりの労働者に対するアドバイスも複合的且つ専門的な知識も必要となってきています。

こうした、現状認識の中で、多くの労働相談に応え、更に様々な分野（雇用・賃金・労働時間・メンタル面・社会保障との関連）での人たちと協力・連携し、総合的に幾つもの問題を抱えた労働者に関しても相談する体制が必要であると考えています。

また、労働相談活動そのものが、今日社会的にも求められており、労働者の身近で、労働者の立場で考えることが、社会的にも有益であると考えています。

以上の観点から、すべての労働者に対して、労働条件の改善、労使関係、労働組合などについての労働相談および労働関係の法律・制度の知識の普及に関する事業を行い、労働者の地位向上に寄与することを目的として設立しました。

労働相談活動が社会的な存在として、より有益に活動を行うには、任意の活動から特定非営利活動法人として自立し、社会的連帯のために取り組んでいく考えです。

平成24年5月8日

特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センター

# 会員加入書

特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センターに加入します。

氏名		電話	
住所	〒 —		
PCmail		携帯 mail	
分野			

定款 (目的) 第3条

この法人は、東京都内の在住・在勤者に対して、労働相談に関する事業を行い、労働者の権利に寄与することを目的とする。

年会費一口 1,000円 口数

入会金 1,000円

郵便振込口座 0170-9-402351

NPO法人 とうきょう労働相談センター

年 月 日

## NPO 特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センター

### 運営と仕組みについて

# 会員

事業活動は  
電話・メールでの労働相談  
労働者教育事業  
労働者向け講演会  
労働法学習会  
学習教材・パンフ・動画

とうきょう労働相談センター

電話相談

メール相談

労働者教育事業

解雇  
雇い止め  
不利益変更  
賃金不払い  
労災  
セクハラ  
パワハラ  
外国人労働者  
組合作り

ホームページ、ポスター  
チラシ等で宣伝

労働相談者



NPO法人  
(特定非営利活動法人)

☎070-6576-2071  
070-6572-2072  
070-6572-2073

## とうきょう労働相談センター

東京都千代田区岩本町2丁目17-4 労働運動センター内

ホームページ <http://tokyorodosodan.net/>  
メール [info@tokyorodosodan.net](mailto:info@tokyorodosodan.net)

